



鳥取県公報

令和元年6月21日（金）
第9112号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（104）（福祉監査指導課） 2
	開発行為に関する工事の完了（105）（東部建築住宅事務所） 2
	県統計調査の実施（106）（通商物流課） 3
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除（4） 3
	個人演説会等を開催することができる施設の指定（5） 4
	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正（6） 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活環境課） 4

告 示

鳥取県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事所及び介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所母来寮	東伯郡湯梨浜町大字上浅津70-1	特定施設入居者生活介護	平成20年4月1日
〃	〃	指定特定施設入居者生活介護事業所母来寮	〃	〃	平成28年6月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所母来寮	東伯郡湯梨浜町大字上浅津70-1	介護予防特定施設入居者生活介護	平成20年4月1日
〃	〃	指定特定施設入居者生活介護事業所母来寮	〃	〃	平成28年6月1日

鳥取県告示第105号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和元年6月21日

鳥取県東部建築住宅事務所長 前 田 弘 信

1 開発許可の年月日及び番号

平成31年1月28日 鳥取県指令第201800288491号

2 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字浦富字三本松

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市川端一丁目206

アーサー企画株式会社 代表取締役 戸田 雅之

鳥取県告示第106号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
県内企業海外展開状況調査
- 2 調査の目的
鳥取県内の企業に対し、海外展開の現状及び課題並びに今後の意向等を把握し、県内貿易支援機関による有効な海外展開の支援の実施に必要な基礎情報資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内全域の事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 輸出及び輸入の実績及び今後の計画
 - イ 海外展開の実績及び今後の計画
 - ウ 自治体又は公的機関から受けている支援、現在の取組における課題及び希望する支援策
 - エ 境港の利用実績及び希望するサービス
 - オ 海外展開の取組体制について
 - (2) その基準となる期間
平成30年1月1日から同年12月31日まで
- 5 報告を求める者
過去に鳥取県が実施した県内企業海外展開状況調査で海外展開を行っている又は検討していると回答した事業所のうち、海外展開を行っている又は行うことができると見込まれる事業所から抽出した約700事業所
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法又は鳥取県のホームページから調査票をダウンロードし電子メールで返信させる方法
- 7 報告を求める期間
令和元年6月中旬から同年8月末日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第4号

鳥取市選挙管理委員会及び北栄町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和元年6月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市河内生活改善センター	鳥取市河内479
鳥取市口細見生活改善センター	鳥取市細見16-1

鳥取市福部町南田集会所	鳥取市福部町南田352
鳥取市鹿野町河内生活改善センター	鳥取市鹿野町河内2711-11
北栄町大栄農村環境改善センター（多目的ホール）	東伯郡北栄町由良宿423-1

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

智頭町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年6月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

施設の名称	所在地
智頭町農業団地センター	八頭郡智頭町智頭2052-1

鳥取県選挙管理委員会告示第6号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和元年6月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
<u>医療法人社団昌平 会介護医療院はじめ</u>	西伯郡伯耆町大原927-1	<u>医療法人社団昌平 会介護老人保健施 設はじめ</u>	西伯郡伯耆町大原927-1
略		略	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
<u>介護老人福祉施設 博愛苑</u>	米子市一部555	<u>特別養護老人ホー ム博愛苑</u>	米子市一部555
<u>介護老人福祉施設 ピースポート</u>	米子市大崎1511-1	<u>特別養護老人ホー ムピースポート</u>	米子市大崎1511-1
略		略	
3・4 略		3・4 略	

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和元年6月21日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和元年7月17日午前10時から午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		令和元年7月23日午後1時30分から午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑